

第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会
議事録

医薬・生活衛生局水道課

○日 時 令和元年5月15日(水) 9:30～11:30

○場 所 厚生労働省共用第6会議室

○出席者 委員（五十音順）

足立慎一郎委員、石井晴夫座長、佐藤裕弥委員、高橋玲路委員、
滝沢智委員、藤野珠枝委員、本多裕孝委員、與三本毅委員

オブザーバー

坂本内閣府参事官、吉田国土交通省企画専門官

厚生労働省

宮寄生活衛生・食品安全審議官、是澤水道課長、日置水道計画指導室長、
林課長補佐、水野課長補佐、村上室長補佐、草川室長補佐、
富田水道事業基盤強化専門官

○議事

- (1) 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案）について
- (2) 水道事業における官民連携に関する手引き（改訂案）について
- (3) その他

○議事録

○草川室長補佐 定刻となりましたので、第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は8名の委員の皆様全員に御出席いただいております。

まず配布資料を確認いたします。お手元には議事次第、資料1から資料4、参考資料1から参考資料2、名簿、座席表を配布しておりますので、不足等がございましたらお知らせ願います。また、傍聴の皆様にはお願いですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行は石井座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石井座長 おはようございます。座長を仰せ付かっております、石井晴夫と申し

ます。どうぞよろしくお願いいたします。第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。着座にて進行させていただきます。

今日はお手元の議事次第にもありますように、大きく2つが用意されております。議事次第に従って、まず議事(1)の水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン(案)についてから始めたいと思います。前回の検討会において委員の皆様から貴重な御意見を頂き、それを反映させたものが資料1として用意されておりますので、事務局より御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○草川室長補佐 資料1「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン(案)」について御説明いたします。資料は、前回の検討会で頂きました御意見などについての修正を、見え消し形式で示したものです。

7ページを御覧ください。図2-1の水道施設運営権者が実施可能な業務のオレンジ色の箱書きに、水道事業者等が実施する業務を示していますが、「危機管理に関する重要な意思決定」を追加しております。10行目、兼業することによって悪化する可能性があるものとしましては、水道施設運営等事業の採算よりも「水道施設運営権者の経営状況」が適切であることから、修正をしております。

8ページを御覧ください。水道施設の運営等の③についてですが、時期・実施主体の2つの項目に「増改築の」という言葉を付け加えております。④ですが、「モニタリングの結果等から要求水準への不適合や実施契約に反する事態が明らかになった場合の原因の調査、指導、勧告及び命令等の措置の枠組みが定められていること。またモニタリングの結果や実施契約の内容等について、水道事業者等と水道施設運営権者の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く等の調整を図る仕組みが定められていること」を追加しております。続いて15ページと19ページに、それぞれ修正箇所がありますが、文章の書きぶりを整えただけで、内容の修正はありません。

続いて22ページを御覧ください。事業報酬の注釈を修正しております。「水道施設運営等事業では、地方公共団体による水道事業の経営を前提とした水道法施行規則に定める「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに、支払利息や配当金等が含まれる「事業報酬」を用いる」としております。続いて、27ページを御覧ください。前段の修正に合わせて、実施計画書の記載事項を追加しております。

最後に30ページを御覧ください。選定事業者の経常収支の概算の所に、有収水量及び利用料金収入の算出根拠の記載例を追加させていただいております。資料1の説明は以上です。

○石井座長 それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様から御質問や御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○本多委員 日本水道協会の本多でございます。今回の資料を拝見しましたところ、これまでの3回の検討会で審議された内容だけではなくて、個別に事務局に要望させていただいた内容も踏まえて、精力的に案を作成していただきました。ありがとうございます。本日は検討会の最終と伺っておりますので、確認を中心に何点か意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、15 ページを御覧ください。「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置」の23行目の(1)の②、最低限必要となる職員数の概数についてです。ここでは、水道施設運営権者による事業の継続が困難となった場合、代替措置を講じるに当たり、最低限必要となる職員数の概数を示すこととなっておりますが、その職員の確保方法については、ここでは触れられておりません。そこで確認ですが、必要となる職員の確保方法については、同じページの21行目の①の各段階の体制構築に関する基本的な考え方に含まれていると理解してよろしいでしょうか。

次に、21 ページの「水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、法に規定する要件に適合すること」において、次のページの(2)の※において、事業報酬についての説明が変更されております。ここでは、「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに、支払利息や配当金等が含まれるとの記載があり、これについては、このとおりであると認識しております。しかし、この部分だけの説明を見ると、水道事業者が施設更新のために蓄えていた資産維持費が、運営権者にとっては報酬として位置付けられる印象を受けるような表現となっております。つまり、将来の安定給水に必要な施設の維持管理及び更新のための資産維持費が、適切に蓄えられることなく消費されてしまうのではないかと誤った疑念を、水道需要者側に抱かせることにもなりかねないのではないかと考えております。そこで、16 ページの(4)にも記載されているとおり、資産維持費に相当する額は、新たな負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保することなどにより確保されることが既に説明済みであるので、水道需要者の方々にできるだけ誤解を与えないようにするためにも、22 ページに、資産維持費の考え方については16 ページの(4)を参照する旨の記載をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○石井座長 事務局から何かございますか。

○草川室長補佐 最低限必要となる職員数の概数についての御質問は、委員の御理解のとおりです。事業報酬の説明書きの御意見については、誤解を招かないよう、修正について検討したいと考えています。

○石井座長 ほかにございますか。

○佐藤委員 今、本多委員が触れられた16 ページの(4)の表現です。前回欠席とい

うこともありまして、意見を伝える場がなかったので、改めて 16 ページの(4)の文章についてですが、「資産維持費に相当する費用は、水道施設運営権者が、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより確保される」という用語がありますが、ここの「資産維持費」は、これまでの水道法の省令においても使われていた用語ですが、これまでの省令の用語の範囲と、ここで使っている用語の意味合いが異なってくるものと思います。そういった観点から、恐らくこの文脈としては、水道の資産の維持に関する費用とか要するものということであって、これまでの省令における資産維持費は適正利潤に代わる概念ではないかと思えますので、ここの表現を分かりやすくされてはいかがかなという気がしています。ここについては、今後パブリックコメント等での意見などもあるのではないかと思いますので、それを踏まえて最終的なとりまとめに活かしていただければと思いますので、意見と要望としてお伝え致します。以上です。

○石井座長 事務局から何かありますか。

○富田専門官 御指摘いただいた箇所については、読み手にとって誤解のないように表現の修正について検討していきたいと考えています。

○石井座長 「適正利潤」と「資産維持費」が同じものなのか違うものなのか、そこも分かりやすく説明したいと思います。ほかにございますでしょうか。それでは、もう 1 つ手引きがありますので、手引きの御説明を頂いてから戻っていただいても結構ですので、議事(2)の水道事業における官民連携に関する手引き(改訂案)についてお願いします。前回の検討会において、同様に委員の皆様から適切かつ貴重な御意見を頂きましたので、それを反映させたものを資料 2 として用意していただいております。事務局から御説明をお願いいたします。

○草川室長補佐 資料 2「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂案)」について御説明いたします。まず 4 ページ、運営権者を「公共施設等運営権者」と修正し、合わせて 5 ページ、運営権者を「水道施設運営権者」と修正しております。用語の使い分けですけれども、PFI 法に基づく運営権者を指している箇所については「公共施設等運営権者」、昨年の改正水道法に基づく水道施設運営等事業における運営権者を指している箇所については「水道施設運営権者」と記載することとし、この手引きの全般を通じて、以降、同様の整理で修正しております。

17 ページを御覧ください。前回、御質問のありました新設工事及び施設等の全面除却を伴う再整備の考え方、そして後段にある公共施設等運営権登録簿の記載については、資料の修正はしておりません。PFI 法の解釈について解説した部分でして、内閣府のガイドライン等、既存の資料に基づいて整理をしております。

続いて、21 ページを御覧ください。「名乗りをあげてほしい場合は」という箇所の修正ですが、「例えば水道施設運営等事業の安定性を高め、より多くの運営権対価による水道事業会計の財政負担の軽減や選定プロセスへのより多くの民間事業者の参加を求める場合は」と修正しております。

53 ページを御覧ください。運営権対価の詳細な解説を追加しております。5 行目からコンセッション方式における運営権対価の定義を記載しています。10 行目からですが、「運営権対価の算出にあたっては、公共施設等運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの(利益)が基本とされる」と内閣府のガイドラインに定められ、「水道施設運営等事業においては、あらかじめ条例で定められる料金の枠組みを前提として見込まれる事業収入に対して、主に水道施設運営権者の効率的な事業運営による支出の削減によって得られる利益の中から、運営権対価が支払われることとなる。そして、運営権対価は水道事業会計の収入として取り扱われ、水道事業等の財政負担の軽減に寄与し、水道の基盤強化や水道料金上昇の抑制等に資することとなる。すなわち、運営権対価は、事業開始時に見込まれる民間事業者の効率的な事業運営による支出の削減等に伴う利益の一部を水道事業経営に還元させるものである」としております。「なお、コンセッション方式は、水道事業者等が、運営権対価を受け取ることによって、水道施設運営権者に水道事業等の運営を完全に任せてしまうものではなく、水道事業者等が、実施契約等に定められた設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルに従い、あらかじめ定められた料金の枠組み(上限)の中で、民間事業者の業務内容や経営状況について監視・監督を行いながら実施するものである」としております。55 ページを御覧ください。先ほどの説明のうち、使途の部分についてより詳しく記載しております。

続いて、56 ページの契約解除です。まず 1) の水道施設運営権者の帰責事由による契約解除については、契約保証金等が PFI 事業において主に用いられるものであって、コンセッション方式では一般的に用いられていないという御指摘がありましたので、削除しております。次に 2) の水道事業者等の帰責事由による解除については、任意解除権について、選定事業を実施する必要がなくなった場合や施設の転用が必要となった場合としていましたが、水道事業においては想定されないことですので、「合理的な必要が生じた場合」などと修正しております。

3) については、「不可抗力等による契約解除」としまして、「等」として、法令変更が生じた場合の記載を追加しております。4) の解除に伴う各種支払については、これまで 2) の水道事業者等の帰責事由の所に記載していたものを、4) として独立させたものです。なお、これらの内容は、いずれも内閣府の「契約に関するガイドライン」等の記載を引用したものです。

続いて、74 ページを御覧ください。民間事業者の募集、評価、選定の 4. の WTO についてです。前回からより詳しく記載しております。「コンセッション方式は、公

共施設等について、運営及び維持管理等を行うものであり、建設を主目的にしない。このようなコンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に基づき、WTO の政府調達に関する協定の適用は受けないと解せられる」と修正しております。

6. です。「民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の确实性の観点が必要である」と前段で追記しております。これは昨今の人手不足の現状を鑑みまして、「民間事業者の選定プロセスにおいて、水道施設運営権者の人員の確保のための計画を確認するとともに、事業開始時まで計画どおり人員の確保が進められていることをフォローすることが重要」と追記したものです。

後段ですが、民間事業者の評価、選定においては、「必要に応じて、企業グループの信用力を評価項目とすることができる」ことを追記しております。民間事業者の評価、選定の対象は、基本的には応募してきた企業ですがけれども、企業グループとして豊富なノウハウや人材を有している場合には、それらのノウハウの活用であるとか、金融機関からの資金調達の円滑化などが期待できる場合も想定されることから、追加をしております。

続きまして、84 ページを御覧ください。事業実施期間中の留意事項として、事業終了時の措置に関する記載を追加しております。「水道事業者等は十分な時間的余裕をもって、契約終了後の事業実施体制について検討を行い、契約終了時にも安定的な給水の継続を確保する必要がある」としております。説明は以上です。

○石井座長 それでは、先に PFI 法の解釈について先ほど御説明いただいた部分につきまして、内閣府の坂本参事官から補足をお願いしたいと思います。

○坂本参事官 先ほど御説明のありました PFI 法の解釈に関する記載につきまして、従来の内閣府の考え方に沿ったものでして、これでよろしいかと思えます。

前に議論もありましたけれども、個別の事例の取扱いについては、従来からの PFI 法の解釈や運用に基づき、適切に判断していきます。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。PFI 法に基づいて、きちんと整理されているということでした。それでは、ただいまの事務局の御説明に対しまして、委員の皆様から御質問や御意見を賜りたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○與三本委員 水道運営管理協会の與三本でございます。よろしくお願いいたします。いろいろ配慮していただきましてありがとうございました。4 点ほど確認と意見を述べさせていただきます。

30、31 ページ目のモニタリングの項目です。(3)にモニタリングの実施頻度があ

り、ガイドラインとほぼ同じ内容で書かれています。手引きのほうは、もう少し深掘りしたほうが良いのではと思いました。例えば項目により実施頻度が異なるとか、例えば毎月実施するもの、四半期毎に実施するもの、年単位で実施するものとか、事業計画が中期的な部分で3～5年でモニタリングするものとか、存続期間の最後に確認のために行うものとか、いろいろなモニタリングがあろうかと思しますので、そういった部分に触れていただきたいと思いますので、1点です。

それから、38ページ目の部分です。(2)の移行準備期間、これは存続が困難になった場合におけるということですが、ここに「1箇月程度～数年程度」と書いています。準備期間が数年程度というのは結構長く感じてしまうので、ここの表現はこれでいいのかなというのが2点目です。

3点目は、61ページ目の民間事業型における検討事項ということで、7行目に「2.1.2.地方公共団体事業型の内容に準じて」と書かれています。ここの9行目の事業期間については「存続期間」という名称が使われていたと思しますので、この辺は同じ表記のほうがいいのか、一般的な事業期間でいいのか、その辺の確認でございませう。

最後に、74ページと75ページ目の部分で、WTOの関係です。工事ではないのでWTOの適用はしないというお話ですが、業務委託もWTOの適用があったと理解して、その辺の確認をしていただければなと思います。以上です。

○石井座長 事務局からお答えをお願いいたします。

○草川室長補佐 まず、38ページの事業継続困難時の移行準備期間が「数年程度」は長いのではないかという御指摘ですが、次期の運営体制をどのようにするかにもよりますが、コンセッション事業を実施する場合には、通常手続として数年掛かることもございますので、このとおり記載させていただいたところです。

61ページの「事業期間」と「存続期間」については、用語の整理について事務局で検討させていただきます。

○日置室長 31ページのモニタリングの実施頻度につきましては、様々な項目に応じた頻度があるところで、ここで限定的に書くことは難しいのかなということで、ガイドラインと同じような形で書いておきたいということです。実施頻度の決定は実際の個別具体的な案件の中で対応すべき話かなということで整理させていただいております。

○是澤課長 確かに今、御指摘を踏まえてよくよく見直してみますと、モニタリングの実施頻度の部分は、もう少し記載内容があってもいいのかなというように感じたところです。室長からも申し上げたとおり、このようにやりなさいと明確に決め

てしまうというのは難しいところがあるかと思うのですが、例示のような形で、実際に後ろに指標の設定の考え方などを参考として付け加えていますので、そのようなイメージで、参考としてこういったような考え方、例というものが有り得ると工夫させていただく方向で整理したいと思います。

○石井座長 WTOについてはいかがでしょうか。

○村上室長補佐 WTOについて委託も入るのではという御意見だったかと思います。確認しましたところ、「政府調達に関する協定を改正する議定書」においては、コンセッションによる運営は含まれていないということから、一義的には対象外と解されるということで、このような記載をさせていただいております。

ただ一方で、建設事業の大きさや、様々な事業の内容、ケースが考えられると思いますので、そのような場合は関係機関と個別に検討、協議いただくものと考えておりますが、まず一義的な内容として、このような記載をさせていただいているということで御了解願いたいと思います。

○是澤課長 補足させていただければと思います。ここで書いていますのは、あくまでも建設工事についての解説をしているということです。おっしゃっているサービスについてどのような取扱いになるかというのは、考え方を整理している部分が協定の中でも別ですので、もちろん対象になるものはありますし、対象外のものはまたあり得るということだと思います。ここはあくまでも建設工事に着目して解説させていただいているということでございます。

○石井座長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○高橋委員 2点お聞きいたします。1つは簡単なものですが、57ページの15行目の2)の水道事業者の帰責事由による契約解除という所について、(公益目的を含む)と直されています。水道事業者等の帰責事由又は公益目的による契約解除となっているほうが、含むと言って帰責事由と書くと少し分かりづらいというか誤解があるような気がするので、そこは表現を修正していただければと思います。

それから、これは手引きに書くうんぬんということではなくて今後のことも含めてなのですが、コンセッションを行う水道事業の運営権者に、業務活動に伴ういろいろな許認可の適用関係がどうなるのかという整理は、どこかで頂けるといいのかと思っています。第三者委託の場合や指定管理者の場合など、今でもいろいろなプレーヤーが関わるスキームがあります。その場合に、例えば廃掃法の排出事業者は誰なのかとか、水道法以外の関連する許認可の適用関係というところも、多分、これまでも第三者委託や指定管理者でも議論になってきたところがあると思うの

で、それに倣ってどこかで情報発信していただけると、事業の取組の際の疑義が減っていいのかと思っています。それは手引きということではなくて、どこかでということだと思いますが、少し意識していただくと有り難いかと思っていますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○冨田専門官 御指摘ありがとうございます。57 ページの 2)に関しては、表現について誤解のないように修正を検討してまいりたいと考えております。

○草川室長補佐 許認可に関する他法令の適用関係については、個別に整理してまいりたいと考えております。

○石井座長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○佐藤委員 まず、繰り返しになりますが、40 ページの 17 行目の(4)です。先ほども触れさせていただきましたが、資産維持費に相当する費用の文章の箇所については、法律上の定義、会計学における定義、経済学における定義が全部違うと思いますので、その点の意味付けが整理されていないと、多分、実務運用上、影響が出てくるものと思われるので、実務上の注意が必要であることをコメントしておきます。

2 点目の意見、要望です。46 ページの 21 行目以降の「レートベース方式である「対象事業資産×事業報酬率」」です。まず、ここについては、歴史的に昭和 27 年の地方公営企業法、あるいは昭和 32 年の水道法以降、ずっと資本基準主義を採っていたという点が、今回、資産を基準にする資産基準主義に変わったという点で、非常に大きな意味合いを持っており、転換点になっているかと思えます。そうした点では、47 ページの 2 行目以降、対象事業資産として、資産を基準にする方式に転換するという点を、しっかり定着させるべきであるという意見を持っています。これまでは法的拘束力のない日本水道協会の水道料金算定要領にはこの概念は入れられてはありましたが、水道法関係法令では明確に規定されていなかったことがあり、実務上の運用として、水道法と日本水道協会の水道料金算定要領との整合性の点で微妙な問題があったかと思えます。そういう点が解決されるという点で、ここは非常に重要なとりまとめになっていると思われる。

11 行目の事業報酬率です。ここで重要となるのは適正利潤をいかに考えるべきかという論点と理解します。そこでは加重平均資本コスト方式と経営資本営業利益率、さらには、ほかの指標を使用することも可能であると考えられるということで、一定の幅を持っているという点も、水道という事業の特殊性を鑑みた場合には、やは

り一定の幅を持たなければいけないという点では、今回の資料は重要なとりまとめになっていると思います。ただ、その幅が恣意的な運用になってはいけないと思いますので、運用する方々、特に水道コンセッションを導入する地方公共団体の水道の方々の理解と実務上の運用が、今度は非常に重要になってくると思います。

今回のガイドラインの観点からすると、現在、日本中で水道料金のレートメイキングができる人はかなり限られていて、そうした点では、これを実務上運用していく場合には、水道料金の算定、レートメイキングができる人たちの育成や支援が、恐らく、政策として重要になってくると思われるので、要望、意見としてお伝えしておきます。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○冨田専門官 御指摘いただき、ありがとうございました。今、佐藤委員から御指摘がありました、事業報酬額の算定方法に関してです。誤解のないように申し上げますと、20行目にあるとおり、あくまで算定方法の1例を紹介したもので、このような方法で事業報酬額を算定しなければいけないということを申し上げているわけではありません。

○石井座長 この点に関しても事務局と相当長く議論を行い、いろいろなケースをシミュレーションしました。一般的には、WACCが公益事業の料金に使われていますが、次に書いてあるのはROA方式です。佐藤委員からも御指摘がありましたように、いろいろな幅があります。これは事業形態によっても相当違うので、1つの事例として。また、こういうものが定着すれば、佐藤委員からも御指摘がありましたように、水道事業のレートメイキングにいろいろな形で役に立つことにつながるということで、今の御指摘は非常に重要です。是非、この手引きを踏まえて、今後、いろいろな形でPRもしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほかに何かございますか。おおむね御意見が出尽くしたと思いますので、取りあえず、今日も皆様から御意見を頂きましたので、今日の御意見を反映したものを成案としたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今日はもう1つ、資料3、4を用意してありますので、事務局の説明の後に御意見を頂戴できればと思っております。コンセッション方式について検討する今後の参考とするために、委員の皆様や一般の方からいろいろな問合せ等がございました。そういう中で、海外の状況に関する資料、あるいは海外はどのようになっているのかということで国会でも御質問を頂きましたので、本日、事務局に資料3と資料4を用意していただきました。まず、説明をよろしくお願いいたします。

○村上室長補佐 それでは、資料3、4について説明します。資料3「海外の水道事

業における民間活用の状況等について」です。本資料は、本年2月の第1回検討会の資料について、検討会での御議論などを踏まえて改めて整理したものです。本資料については、コンセッション方式の検討に当たっての参考情報になるものと考えておりますので、先ほど御審議いただいた官民連携の手引きに、参考資料という形で添付させていただければと考えております。

基本的には、本資料は第1回検討会の資料と同じ内容となっておりますので、要点について簡潔に御説明させていただければと存じます。まず、1. 民間活用の状況についてです。第1回検討会においても御指摘がありました。海外の事例の取りまとめにおいては、民間活用の定義が各国で異なるということに留意する必要がありますと考えます。例えば、地方公共団体が100%出資する会社が水道事業を営むとした場合は、我が国では民営とみなされるわけですが、海外の事例の中では公営とみなされているようなケースもあります。

それでは、フランスから順に各国のエッセンスについて説明いたします。1 ページです。フランスは御存じのとおり100年以上前から民間活用が行われており、その手法もコンセッション、アフェルマージュ、レジアンテレッセなど多岐にわたるのが特徴です。一方で、このような手法は法律上で区別されているものではありません。実態としても、これらの中間形態が様々な形で存在しているのがフランスの特徴です。

2 ページ以降に、フランスの民間活用の状況について示しております。これらは、いずれも第1回検討会でお示ししたのですが、1点追加しておりますので紹介いたします。4 ページです。この図は、フランスの上下水道料金について、公営・民営両方を含む料金、また、民間活用のみ料金について、1994年を100としてその推移を数値化したものです。よく民間活用すると料金の値上げが生じるということが言われますが、実態としては民間活用だけではなく、公営でも料金は上昇傾向となっていることが、このグラフからお分かりいただけるかと存じます。また、このグラフだけでいくと、上昇率については民間活用のほうが低くなっている状況です。

続いて、5 ページのドイツです。フランスと同様に、ドイツの水道事業については、基本的に地方公共団体の事業とされております。民間活用の形態ですが、有限会社、株式会社、また、公共の出資会社などと契約し事業を行う私法上の経営形態が多くなっております。6 ページです。図6はドイツの30大都市の運営形態を円グラフにしたものです。御覧のとおり、公共が100%又はそれ以下の割合で出資する公共出資会社による私法上の形態によってほとんどの都市が運営されていることが、お分かりいただけるかと思えます。

続いて、7 ページのアメリカです。アメリカは民営が多いというイメージがあるかと思えますが、冒頭に記載しているとおおり、実態としては、これまでの人口増加や公衆衛生などの観点から、公益的な視点で水道事業を行う必要性が生じたということで、現在では多くの地域で地方公共団体が水道事業を担っております。一方、

官民の連携方式で新規施設の DBO や施設の運営を実施している水道事業は、全国で 2,000 以上とされており。また、民営水道又は官民連携方式により給水されている人口は、総人口のおおよそ 4 分の 1 に当たる約 7,300 万人とされており。このように、アメリカにおいては民間活用も多い状況です。

続いて、8 ページのイギリスです。イギリスの水道事業は、御存じのとおり、イングランドとウエールズ、スコットランド、北アイルランドの 3 つに大別されるのですが、ここでは、1989 年に完全民営化されたイングランドとウエールズについて記載しております。イングランドとウエールズの大きな特徴としては、よく日本との比較でも指摘されますが、民営化後に設置された規制当局の存在だと思えます。規制当局として、主に事業監視と料金規制を行う Ofwat、また、水質管理を行う DWI などがありますが、図 8 に示すように、それらが民間の水道事業者をしっかりと管理することにより、水道事業の安定性、効率性が図られているというところ です。

また、民営化後の特徴の 1 つとして、通信や電力の分野でも導入されておりますが、プライスカップ規制の導入があります。この規制は、物価上昇率などを考慮した上限価格の範囲内で料金を決定するというものです。また、民間企業の効率化などにより、民営化後は、民営化前に比べて料金上昇が大きく抑制されているという状況です。9 ページです。民営化に伴うその他の効果として、水質及び管の漏水量も改善されております。それらについて、図 9、図 10 に示しております。ここま でが先進 4 か国の状況です。

続いて、10 ページです。ここでは民間活用の効果と課題として、海外の民間活用において、定量的又は定性的な効果が発現したような事例、また、逆に、事業運営において何らかの不備等により再公営化などの問題が生じた事例について、文献又は資料などの情報を基に、それぞれ表 2、3 に整理したところです。

表 2 において、定量的又は定性的な効果が発現した事例として、例えば一番上にあるリヨンにおいては、民間企業による大口での調達により設備調達費用の抑制などが可能となり、水道料金を約 20%削減できたとされており。そのほか、ルーブシエンヌ、カンヌ地方ほか、5 つの事例について紹介しております。

11 ページです。一方、海外の事例において、要求水準やモニタリングの不備などが原因で再公営化などの問題が生じたことを指摘する文献や資料がありますが、それらで指摘されている課題などについても、我が国の水道法などにおける対応策と併せて表 3 に整理いたしました。多くの事例が挙がっておりますが、これらの事例に対しては表の右側に記載している対応策のとおり、PFI 法又はこの度の改正水道法において、要求水準や料金の上限を定めることなどが規定されておりますので、これらにより対応できるものと考えております。簡単ですが、資料 3 の説明とさせていただきます。

続いて、資料 4 について説明いたします。資料 4 については、資料 3 のように官

民連携の手引きの参考資料とすると考えているわけではありませんが、災害の多い我が国では、やはり水道事業に民間活用を行った場合、災害時にどのような対応が図られるのかということについて、非常に関心が高くなっています。また、昨年水道法改正に伴う国会審議においても、この部分については懸念が指摘されたことから、この度、海外における災害時の対応事例について調査し取りまとめておりますので、紹介いたします。

御覧のとおり、フランス、エクアドル、チリの3箇国において、民間活用時における災害時の対応をまとめております。例えば、フランスの大洪水時の事例においては、復旧に当たり、受託会社が100人規模の職員を動員し、自治体や消防などの関係機関又は地域住民と協力して、適切かつ迅速に対応を行ったことが確認できております。その他、エクアドル、チリについても同様に、災害時において民間企業が適切に対応した事例を取りまとめておりますので、御確認いただければと存じます。長くなってしまいましたが、資料3及び資料4の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○石井座長 資料3、4について、皆様から御質問や御意見をよろしくお願いいたします。

○足立委員 御説明ありがとうございました。まず、先ほどの許可基準のガイドラインや官民連携の手引きについては、座長からもお話がありましたが、検討会の様々な議論も踏まえて精力的に案を作成していただき、ありがたく思っています。ヒト・モノ・カネに及ぶ水道事業の課題解決に向けて、1つの手法としてのコンセッションを、正確な理解の下に適切な形で、かつ、積極的に活用いただくことがすごく重要だと思いますので、是非そのような形となるよう、引き続き自治体の背中を押してあげていただければと思います。

海外の資料について、初回の検討会での議論も踏まえて更に充実を図っていただいた上で、官民連携の手引きの参考資料にも付けていただけたということなので、すごくいいことではないかと思っておりますが、資料3の細かな所で2点あります。まず1点目は、フランス等における民間活用の概念について。冒頭でも御説明いただいたとおり、海外の事案は、民間活用、コンセッション、民営化といった言葉の定義の違いが非常に分かりにくいということで、全体的にその辺りもよく工夫して作っていただいていると思いますし、フランスについては、料金收受を伴うDSP事業という公役務の委任事業のことを、「民間活用(コンセッション等)」と工夫して記載いただいていると理解しています。ただ、2ページのグラフの所を見ると、「公営」「民間活用」とあり、「民間活用」という言葉だけ見ると、一般的には料金收受を伴わない業務委託の事案なども幅広く含まれると思われがちですが、実際ここでは含まれておらず、それらはむしろ逆に「公営」の中になんとか多く含まれていたりします。既に相当工夫して作成いただいていると思いますし、100%厳密に整理すること

は難しいと思いますが、その辺りについて、なるべく正確に伝わるよう、可能な範囲で改めて見直して見ていただければと思います。

もう1点は、アメリカについてです。7ページの2)の3行目、小規模な水道事業において民営が多いということで、これは初回の検討会でも少し話題になったかと思いますが、私も、これについては逆のイメージがあるけれどもどうしてなのかということで、少し調べてみたところ、詳細までは分かりませんが、純粋な民営というよりは、日本で言えば恐らく別荘地のような新規の分譲住宅エリアで、管理組合や協同組織などが所有、運営しているような水道システムがかなり多くあり、それを民設非営利型と呼んでいるようです。また、それ以外にも民設付帯型といった、日本にはあまり見られないようなものもたくさんあるようです。

小規模な水道事業でも民間が色々と役に立てるような示唆が見つければと思っていたのですが、必ずしもそういうことばかりでもないようであり、何でも民間にお願いできるという誤解につながってもいけないと思いますので、その辺りについて少し括弧書きや注書きで、「民営といっても民設非営利型や民設付帯型という特殊なものが多い」という記載もあるといいのではと思いました。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。大変貴重な御指摘を頂きました。

○村上室長補佐 フランスとアメリカの2点について、御指摘いただきました。おっしゃるとおり、フランスの民間活用の部分は基本的にDSPをイメージして書いておりますので、その書きぶりについて、検討させていただきたいと思います。あと、アメリカの小規模の事業体では民営が多いということについては、非営利型も含まれるという補足を記載するというところで、誤解のないように書くことを引き続き検討させていただきたいと思います。

○石井座長 ほかに何かございますか。

○與三本委員 再公営化の部分の表記についてです。最初に説明があったときにお話があったと思いますが、再公営化は、働いている方はそのまま経営層が変わったというイメージなのかということがあるので、その辺りについて誤解のないような表現がどこかにあればいいのかと思いました。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○村上室長補佐 その部分につきましては、検討させていただきたいと思います。

○石井座長 経営形態が変わるときの一番の関心事は、雇用形態ですね。そうい

うところも、分かる範囲でよろしくお願いします。

○村上室長補佐 ありがとうございます。承知いたしました。

○石井座長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、資料3は手引きの最後の所に補足資料として添付していただけるということです。全体では、ガイドライン、手引き、参考資料の内容について、4回にわたり委員の皆様から大変貴重な御意見を賜りました。4回にわたる議論を踏まえて、全ての内容について委員の皆様から御承諾いただけるようでしたら、今後の作業の手順としては、座長一任とさせていただければ大変有り難いと思っております。今日も大変貴重な御意見を頂きましたので、私と事務局で調整させていただき確認をし、補足、修正等の作業をして成案とさせていただきたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

○藤野委員 主婦連合会の藤野です。ここまでまとめていただき、ありがとうございました。繰り返しになりますが、資料2の5ページでコンセッション方式というものが水道事業の民営化や、運営権を売却するものではないということが書き込まれている点、また、9ページ辺りから我々が懸念している安全性の確保や水道料金のこと、また、今、海外の事例でもありましたが、災害時等の適切な対応等も書き込まれていること、53ページからの運営権対価について、その用途が水道の基盤強化と水道料金の上昇の抑制等に充てられていることの2点をしっかり書き込んでいただいていることで、ある程度、一般の者の懸念が払拭される方向だと思います。まだまだ十分かどうか、これから国民の御意見を聞く機会があると思っておりますが、それも踏まえて、今回の水道法改正が国民生活にとって良い方向になるということを感じておまして、そういう方向にまとめていただけたと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井座長 どうもありがとうございました。藤野委員から貴重な御意見を頂きましたので、手引き、ガイドライン等もかなりバージョンアップさせていただきました。また、今日の御意見も踏まえて、これから事務局からもお話があると思っておりますが、最後のパブコメ等も用意されておりますので、それに向けて作業を進めていただきたいと思います。

それでは、資料1、2、3、4、参考資料も含めて、座長一任ということで成案とさせていただくという進め方について皆様に御了承いただきましたので、今後の作業をそういう形で進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事務局から今後の流れの説明をお願いします。

○草川室長補佐 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン(案)、水道事業における官民連携に関する手引き(改訂案)については、最終的な案文について石井座長に御確認を頂いた後、省令案も含めて30日間のパブリックコメントを行って、国民の皆様から御意見を伺い、必要に応じて修正を加えて、最終的には夏頃に公表という流れとなります。

○石井座長 皆様から、今後の流れに関して何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。最後に、議事(3)のその他について事務局から何かありますか。

○草川室長補佐 ございません。

○石井座長 それでは、以上で本日の議事は全て終了ですので、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願ひします。

○草川室長補佐 本日は、貴重な御意見を頂きありがとうございました。本日の検討会の議事録については、前回同様、事務局で案を作成の上、委員の皆様へ御確認いただいた後、ホームページで公開いたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。最後に生活衛生・食品安全審議官の宮寄から御挨拶を申し上げます。

○宮寄審議官 一言、御礼申し上げます。委員の皆様には、4回にわたる検討会において、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン及び水道事業における官民連携に関する手引きの案について、活発な御議論、御意見を頂き誠にありがとうございました。

水道事業におけるコンセッション方式の導入については、社会的に大きな関心を集めているところです。住民サービスの向上や業務の効率化等のメリットが期待される一方で、民間事業者へ運営権を設定することへの不安感等も指摘されております。今回、コンセッション方式の検討を進めるに当たっての重要なポイントや考え方を取りまとめいただきましたので、これらを踏まえ、導入を検討されている自治体において地域の住民の方々等も含めた適切な議論が行われ、水道の基盤強化のための官民連携の選択肢の1つとなるように取り組んでまいりたいと考えております。改めて、皆様に深い感謝の意を申し上げ、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○草川室長補佐 以上で、第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会を閉会いたします。ありがとうございました。

(了)